

第40回全国障害者技能競技大会実施要綱

令和2年4月7日制定

令和2年8月27日改正

1 趣 旨

障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るため、第40回全国障害者技能競技大会（第40回全国アビリンピック）（通称を「アビリンピック2020」という。以下「第40回全国大会」という。）を開催するが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客により開催することから、広報活動を強化する。

なお、第40回全国大会は、第58回技能五輪全国大会（主催：厚生労働省等）と同時開催する。

また、第40回全国大会は、第10回国際アビリンピック（令和3年5月にロシア連邦において開催）派遣選手選考のための大会としても位置付ける。

2 主 催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）

3 協 力

愛知県

4 後 援（予定）

厚生労働省、内閣府、文部科学省、経済産業省、中央職業能力開発協会

5 協 賛（予定）

一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、
全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、一般社団法人日本新聞協会、
日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、全国手をつなぐ育成会連合会、
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、公益社団法人全日本洋裁技能協会、
一般社団法人日本洋装協会、一般社団法人日本家具産業振興会、
一般社団法人日本印刷産業連合会、公益社団法人日本歯科技工士会、
一般社団法人日本義肢協会、公益社団法人日本義肢装具士協会、
フラワー装飾技能検定中央協議会、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会、
一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会、
特定非営利活動法人インターナショナルネイルアソシエーション、
一般社団法人障害者雇用企業支援協会、公益社団法人全国障害者雇用事業所協会、
日本労働組合総連合会

（以上、順不同）

6 日 程

令和2年11月13日(金) 技能競技会場下見
 同 11月14日(土) 技能競技
 同 11月15日(日) 成績発表(予定)

7 会 場

愛知県国際展示場
 (愛知県常滑市セントレア5丁目)

8 技能競技の実施

障害者の雇用の促進及び継続に資すると想定され、かつ、啓発効果の高い職種(種目)により、以下のとおり技能競技を実施する。

(1) 技能競技種目及び参加予定数

整理番号	種 目	参加対象障害者	参加予定数(名)
101	洋 裁		5
102	家 具		5
103	D T P		23
104	機械CAD		5
105	建築CAD		5
106	電子機器組立		9
107	義 肢		5
108	歯科技工		5
109	ワード・プロセッサ		44
110	データベース		9
111	ホームページ	身体障害者・知的障害者・精神障害者	11
112	フラワーアレンジメント		8
113	コンピュータプログラミング		5
114	ビルクリーニング		47
115	製品パッキング		26
116	喫茶サービス		46
117	オフィスアシスタント		43
118	表計算		36
119	ネイル施術		5
120	写真撮影		5
121	パソコン組立		5
122	パソコン操作	身体障害者(視覚障害者に限る)	12
123	パソコンデータ入力		35
124	縫 製	知的障害者	17
125	木 工		13
合 計			429

(2) 技能競技選手参加資格

次の①から④までのいずれにも該当する者であって、都道府県知事から第40回全国大会会長（機構理事長をいう。以下「大会会長」という。）に推薦された者とする。

- ① 次のイからハまでのいずれかの障害者
 - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者。
 - ロ 法第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者。
 - ハ 法第2条第6号に規定する精神障害者。
- ② 令和2年4月1日現在において15歳以上の者。
- ③ 参加を希望する技能競技種目において、第35回から第39回までの全国障害者技能競技大会（以下「全国大会」という。）で金賞を受賞した者でない者。
- ④ 次に掲げる技能競技種目について、第37回から第39回までの全国大会において、参加を希望する技能競技種目に3大会連続して参加した者でない者。

DTP（103）、電子機器組立（106）、ワード・プロセッサ（109）、データベース（110）、ホームページ（111）、フラワーアレンジメント（112）、ビルクリーニング（114）、製品パッキング（115）、喫茶サービス（116）、オフィスアシスタント（117）、表計算（118）、ネイル施術（119）、パソコン操作（122）、パソコンデータ入力（123）、縫製（124）、木工（125）
--

(3) 技能競技参加選手の推薦等について

- ① 各都道府県知事が推薦できる選手の人数は、次のとおりとする。
 - イ 各都道府県知事が推薦できる選手の人数は、原則として1競技種目につき1名とする。
なお、本大会を開催するにあたり協力する都道府県知事が推薦できる選手の人数は、1競技種目につき2名とする。
 - ロ ただし、次に掲げる技能競技種目については、3名を上限として複数名の選手を推薦できることとする。

洋裁（101）、家具（102）、機械CAD（104）、建築CAD（105）、義肢（107）、歯科技工（108）、コンピュータプログラミング（113）、写真撮影（120）、パソコン組立（121）
--

- ② 各都道府県知事は、選手を推薦しようとする技能競技種目が、地方アビリンピック（各都道府県において機構都道府県支部高齢・障害者業務課等が実施する当該都道府県における障害者の技能競技大会をいう。以下同じ。）において実施されている場合にあつては、当該地方アビリンピックでの金賞受賞者（金賞受賞者に準ずる者を含む。以下同じ。）をもって当該競技種目への推薦を行うものとする。ただし、上記①のロに掲げる技能競技種目については、金賞受賞者を含む全3名を上限として複数名の選手を推薦できるものとする。
なお、地方アビリンピックにおける技能競技種目の名称が第40回全国大会で実施する技能競技種目の名称と異なる場合であっても、当該両競技種目の競技課題の内容（競技実施内容）等が互いに類似している場合には、当該両競技種目は同一種目とみなすこととする。
- ③ 各都道府県知事は、地方アビリンピックにおいて実施していない技能競技種目であつて、上記①のロに掲げる技能競技種目については、別の定めにより、当該競技種目への推薦を行うものと

する。

- ④ 各都道府県知事は、選手を推薦するにあたっては、別紙「第40回全国障害者技能競技大会技能競技参加選手推薦書」を大会会長に提出するものとする。また、選手、選手介助者及び選手引率者等から構成する各都道府県選手団を編成し、別途通知する方法により機構に報告するものとする。
- ⑤ 選手推薦に係る書類の提出期限は、特段の事情がなければ、令和2年7月31日（金）までとする。
- ⑥ 各都道府県知事は、選手推薦にあたり、当該者の体調や安全管理の状況等を考慮するとともに、個人情報の保護に関する法令等に十分留意するものとする。
- ⑦ 主催者は、選手推薦のために要する経費を負担しないものとする。

(4) 技能競技参加選手の決定

大会会長は、各都道府県知事が推薦する者のうちから、次に掲げる事項を勘案して参加選手を決定し、当該都道府県知事にそれぞれ通知するものとする。

- ① 各都道府県知事からの推薦状況と技能競技会場の面積等との関係
- ② 地方アビリンピックの実施結果
- ③ 参加技能競技種目と現在の職業との関連性の有無又は参加技能競技種目関連職種への就業希望の有無

(5) 技能競技参加選手決定の取消し

大会会長は、大会開始前に都道府県知事から参加選手決定の取消しの申し出があった場合は、決定を取り消すことができる。

(6) 技能競技の実施方法

- ① 実施形式
実技のみにより実施する。
- ② 実施時間
概ね6時間以内とする。
- ③ 技能競技課題の公表
技能競技実施に差し支えない範囲で事前に公表する。
- ④ 技能競技課題の水準
イ 洋裁(101)、家具(102)、電子機器組立(106)、義肢(107)及びフラワーアレンジメント(112)の技能競技課題の水準は、技能検定2級の実技試験と同程度のものとする。
ロ ワード・プロセッサ(109)及び表計算(119)の技能競技課題の水準は、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会が実施するコンピュータサービス技能評価試験実施規程に定める2級程度のものとする。
- ⑤ 使用機器等
技能競技において使用する基本的共通機器等は、原則として機構において整備し、当該機器等の具体的内容は事前に公表することとする。
また、当該機器等は原則として改良を行わないものとする。
なお、選手個々が使用する技能競技参加に係る必要な補助具等は、当該選手において整備するものとする。

⑥ 成績の評価（審査）

選手の技能競技成績を評価（審査）するにあたっては、障害の種類・程度を特に考慮しないものとする。

⑦ 作品等の所有権

技能競技において製作された作品等の所有権は、すべて機構に帰属するものとする。

9 表彰

(1) 機構は、別に定める授賞選考委員会において技能競技種目毎に選考された成績優秀な者に対して、金賞、銀賞又は銅賞を授与するものとする。

また、金賞受賞者に対しては、厚生労働省より別途厚生労働大臣賞が授与されるものとする。

(予定)

(2) 機構は、金賞、銀賞又は銅賞のほか、授賞選考委員会において技能競技種目毎に入賞に準ずる成績の者に対して、努力賞を授与するものとする。

10 参加経費等

(1) 第40回全国大会への参加費は無料とする。

(2) 機構は、技能競技選手及びその他機構が認める者に対して、第40回全国大会参加に係る往復の交通費等を支給する。

(3) 技能競技への参加にあたって、選手が自らの工具及び補助具等を使用する場合は、自己の経費負担において搬送等するものとする。

11 特典

(1) 技能検定の実技試験の免除に係る技能証の交付

厚生労働大臣の承認を得た競技課題で実施する技能競技種目（上記8の（6）の④のイに掲げる技能競技種目）において一定以上の成績を修めた者に対して、技能証（実技部門）を交付することとする。

なお、第40回全国大会において学科試験は実施しないこととする。

(2) コンピュータサービス技能評価試験の試験免除に係る技能証の交付

中央職業能力開発協会の認定を得た競技課題で実施する技能競技種目（上記8の（6）の④のロに掲げる技能競技種目）において一定以上の成績を修めた者に対して、合格証書の交付申請に必要な技能証（第40回全国大会参加年度を含め3年度間に限り有効。）を交付することとする。

12 体調・安全管理

技能競技選手は、第40回全国大会への参加にあたって、自己の責任において自身の体調・安全管理を行う（必要な服用薬・服装等の持参を含む。）こととし、主催者は、選手の体調・安全管理をサポートするための必要な人員の配置について配慮するほか、技能競技及びそれに付随する大会行事参加中に当該選手が受傷し、又は疾病等に罹患したときは、速やかに応急の処置を行うこととする。

13 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

機構は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第40回全国大会を無観客により開催することに加え、以下のとおり対応するものとする。

- (1) 別に定めるところにより新型コロナウイルス感染症拡大防止のための具体的な措置を講じることとし、同大会の参加者に当該措置の遵守を義務付けるものとする。
- (2) 同大会の開催にあたって、開会式及び閉会式、技能デモンストレーション並びに障害者ワークフェアについては、これを実施しないものとする。

14 過去の全国大会金賞受賞者の招聘

第1条に定める第10回国際アビリンピック派遣選手選考のため、当該選考対象技能競技種目（別に定める技能競技種目をいう。）について、第36回から第39回までの全国大会の金賞受賞者を招聘する。

なお、招聘された選手は、第40回全国大会の9に記載する表彰の対象としないこととする。

その他、派遣選手選考に係る事項については、別に定めるものとする。

15 その他

本要綱に定めのない事項及び本要綱によりがたい事項については、大会会長の決定するところにより取り扱うものとする。

第40回全国障害者技能競技大会技能競技参加選手推薦書

① 氏名	(フリガナ)	② 性別 男・女	③ 生 年 月 日		④ 年 齢 才
			昭和 平成	年 月 日	
⑤ 現住所	〒		TEL : FAX : Eメール:		
⑥ 勤務先又は所属機関名			a. 一般企業 b. 特例子会社 c. 能力開発施設 d. 福祉施設 e. 特別支援学校 f. その他		
⑦ 上記⑥の所在地	〒		TEL : FAX : Eメール:		
⑧ 障害の種類別	身体障害 [視覚障害 ・ 聴覚障害 ・ 音声/言語 ・ 肢体不自由]				
	知的障害		精神障害		
⑨ 障害の程度	身体障害		知的障害		精神障害
	第 種 級		第 種 度		級
			重度判定 (有 ・ 無) 知的判定 (有 ・ 無)		
⑩ 障害に関する特記事項					
⑪ 参加技能競技種目					
⑫ 過去の全国障害者技能競技大会への参加状況	参加有	第35回大会	(参加技能競技種目:	金賞受賞:有・無)	参加無
		第36回大会	(参加技能競技種目:	金賞受賞:有・無)	
		第37回大会	(参加技能競技種目:	金賞受賞:有・無)	
		第38回大会	(参加技能競技種目:	金賞受賞:有・無)	
		第39回大会	(参加技能競技種目:	金賞受賞:有・無)	
⑬ 各都道府県における障害者の技能競技大会(地方アビリンピック)への参加状況					
参加技能競技種目:			成績:		
⑭ 参加技能競技種目関連職種での就業状況	参加技能競技種目と現在の職業との関連性: 有 ・ 無				
	参加技能競技種目関連職種への就業希望: 有 ・ 無				
⑮ 緊急連絡先	氏名 (フリガナ)		続柄 ()		
	電話番号		-		
上記の者を第40回全国障害者技能競技大会技能競技参加選手として適当と認め、本人の同意書を添えて推薦します。					
年 月 日					
知事					
第40回全国障害者技能競技大会会長 殿 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長					

(記入上の注意)

- ②、③、⑥、⑧、⑨、⑫、⑭の各欄の該当箇所それぞれ○印を付けること。
- ④欄には、令和2年4月1日現在の年齢を記入すること。
- ⑥欄は、勤務先又は所属機関名を記入のうえ、a～fの該当箇所それぞれ○印を付けること。
- ⑧欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号及び第3号並びに同法施行規則第1条に規定する身体障害者である場合は「身体障害」に、法第2条第4号及び第5号並びに同法施行規則第1条の2及び第1条の3に規定する知的障害者である場合は「知的障害」に、法第2条第6号及び同法施行規則第1条の4に規定する精神障害者である場合は「精神障害」に、それぞれ○印を付けること。（障害が重複する場合は、当該障害すべてに○印を付けること。）
また、「身体障害」に○印を付けた場合は、()内の該当する障害すべてに○印を付けること。
- ⑨欄のうち「身体障害」欄は、身体障害者手帳及び指定医の診断書等の交付を受けている者について、当該手帳等記載の種別・等級を記入すること。
- ⑨欄のうち「知的障害」欄は、療育手帳等の交付を受けている者については、当該手帳等記載の種別・程度を記入すること。また、障害者職業センターにおいて重度知的障害者判定を受け、該当の判定を受けている者については、重度判定欄に「判定有」の○印を付けること。知的障害者判定機関（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医及び障害者職業センター）において知的障害があると判定されている者については、知的判定欄に「判定有」の○印を付けること。
- ⑨欄のうち「精神障害」欄は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者について、当該手帳記載の等級を記入すること。
- ⑩欄は、主催者に対して情報提供が必要と思われる特記事項がある場合に記入すること。
- ⑫欄は、「参加有」に○印を付けた者について、該当欄に記入及び○印を付けること。
- ⑬欄は、地方アビリンピックに参加した者について記入すること。
- ⑭欄は、関連性「無」に○印を付けた場合、就業希望「有」又は「無」のいずれかに○印を付けること。
- ⑮欄は、緊急時に連絡が出来る方を記入すること。

第40回全国障害者技能競技大会参加に係る同意書

私は、第40回全国障害者技能競技大会（以下「第40回全国大会」という。）に技能競技選手として参加するにあたり、下記事項すべてに同意し、署名いたします。

記

- 第40回全国大会へ参加可能な体調であることを予め確認（必要に応じて医師への確認を含む。）のうえ、同大会へ参加すること。
- 自己の責任において自身の体調・安全管理を行う（必要な服用薬・服装等の持参を含む。）こと。
- 技能競技及びそれに付随する大会行事参加中にケガを負った場合又は疾病等に罹った場合において、主催者が速やかに応急の処置を行うこと。
- 第40回全国大会開催時の事故等（開閉会式会場内及び技能競技会場内における事故等）及び主催者が手配して運行する選手団送迎バス乗車中の事故等（いずれも選手団の責めに帰す場合を除く。）については、主催者が付保する傷害保険の範囲内で補償すること。なお、各都道府県選手団が、同大会参加のため各地から大会開催地まで旅行する行程中及び帰郷のため大会開催地から各地まで旅行する行程中の事故等については、主催者及び都道府県選手団引率者による補償の対象とならないこと。
- 主催者が推薦書記載の項目のうち「氏名」、「都道府県名」及び「勤務先又は所属機関名」を第40回全国大会に関する各種印刷物等に掲載すること並びに推薦書記載のその他の項目を個人名を明記することなく第40回全国大会に係る各種業務統計資料に活用すること。
- 主催者及び主催者が認めた者が第40回全国大会期間中に私の写真等を撮影すること並びに当該写真等を障害者技能競技大会（地方大会、国際大会含む）に関する各種広報物等（ホームページ等への掲載を含む。）に使用すること。
- 大会会場に持ち込む所有物（私物）に関しては、責任を持って自己管理し、事故・過失による損壊・紛失等においては、主催者を免責すること。
- 第40回全国大会期間中において、主催者及び主催者が認めた者から示された方針及び決定事項に従うこと。

年 月 日

本人署名又は記名押印： _____ 印

親権者又は代理人
署名又は記名押印： _____ 印

<本人が未成年の場合又は署名（記名押印を含む。）することが困難な場合に署名>